

お知らせ



国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

記者発表資料
配付日

平成26年4月1日

■同時発表先: 広島市政記者クラブ
広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

～太田川の放置艇対策を強化します～

「船舶」の放置等を禁止行為として指定することで罰則が適用できるようになりました。

河川法施行令の改正で、船舶その他の河川管理者が指定したものを捨て又は放置することが禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。太田川河川事務所は、太田川水系に「船舶」を指定して放置艇対策を強化します。

【罰則の概要】

- ・3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・施行令の施行日:平成26年4月1日

【太田川河川事務所が指定した河川】

- ・一級河川太田川水系太田川、天満川、旧太田川、元安川の4つの河川

【指定した物件】

- ・船舶

【罰則適用の施行日】

- ・平成26年4月11日(同年4月1日官報により公示)

今後は指定した河川区域において船舶を放置し再三の撤去指導に何ら応じない悪質な者に対しては、警察に取締要請を行っていきます。

なお、広島県とも連携しており、広島湾地域の広島県が管理する一部の河川についても平成26年4月11日から罰則規定が適用されます。

<問合せ先> 国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所



太田川シンボルマーク

【担当】

副所長(事)

占用調整課長

082-222-9247(直通)

女鹿田 富夫(めかだ とみお)

西村 英之(にしむら ひでゆき)

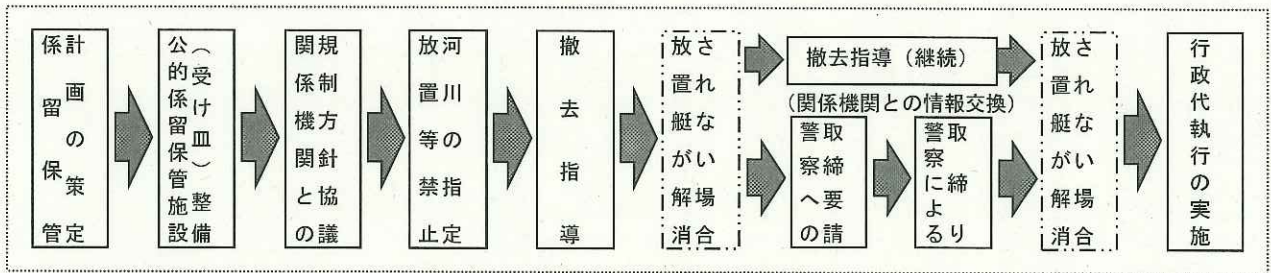


太田川マスコット
ゴギちゃん

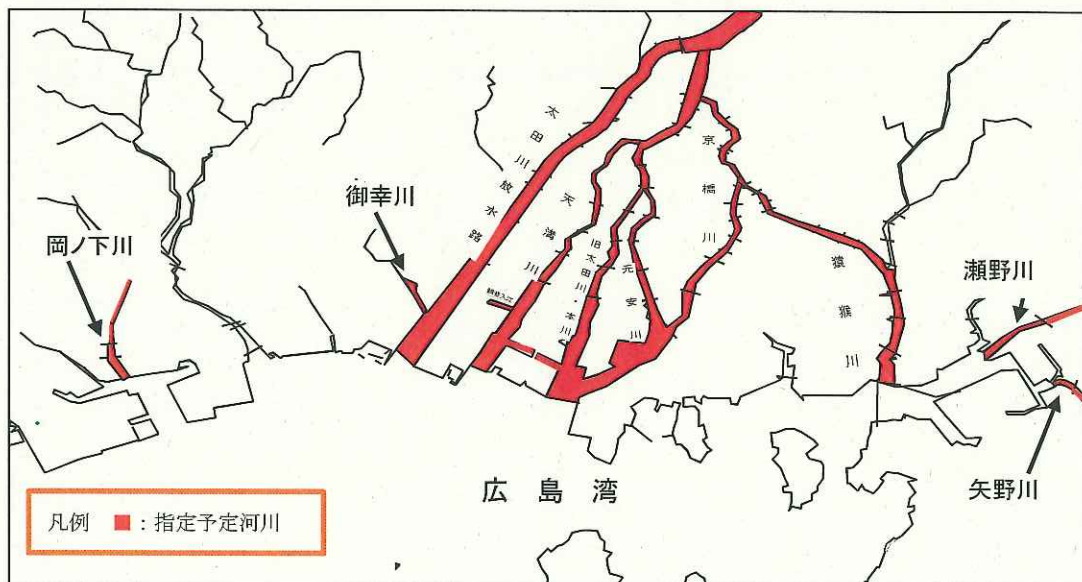
〒730-0013 広島市中区八丁堀3-20 電話:082-221-2436(代表)

ホームページURL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

【撤去指導の流れ】



【指定した罰則適用河川】(広島県の管理区間を含む)



太田川における不法係留船対策について

1. 不法係留船による河川管理上の問題



H3.9.27 台風19号 被災状況



H17.9.8 台風14号 被災状況



H22.5 油流出事故

【背景】

バブル景気以降、マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボートの数が急増し、河川内における無秩序な不法係留や棧橋の設置が増加して河川管理上の問題が発生していた。

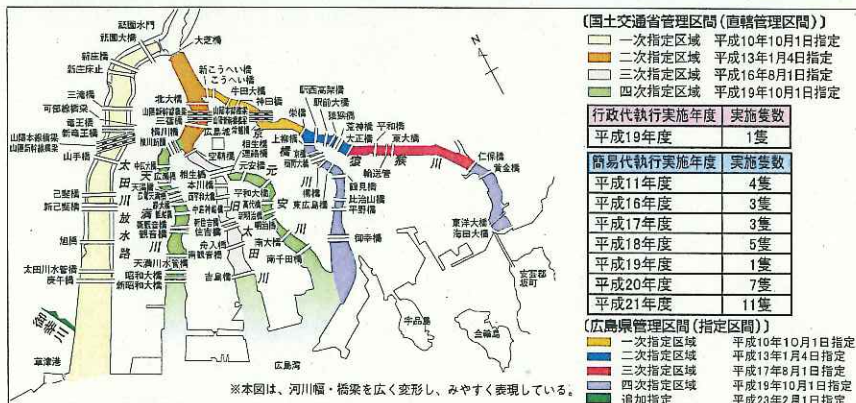
【不法係留船による河川管理上の問題】

- 1) 治水上の問題
洪水、高潮により船舶が流出し、流水阻害（せき上げ）や護岸、橋梁等へ損傷を及ぼす危険性
- 2) 環境上の問題
船舶からの油流出事故による水質環境の悪化や船舶の騒音による居住環境等の悪化
- 3) 水辺景観形成上の問題
無秩序な不法係留に伴う景観の悪化や親水空間の活用に支障を及ぼすおそれ

2. 不法係留船対策（重点的撤去区域の指定）について

【対策経緯】

- 1) 昭和62年1月プレジャーボート対策連絡協議会設立
- 2) 平成10年9月「太田川水系不法係留船に対する計画」策定
- 3) 重点的撤去区域の指定による撤去指導実施



H19.6 簡易代執行

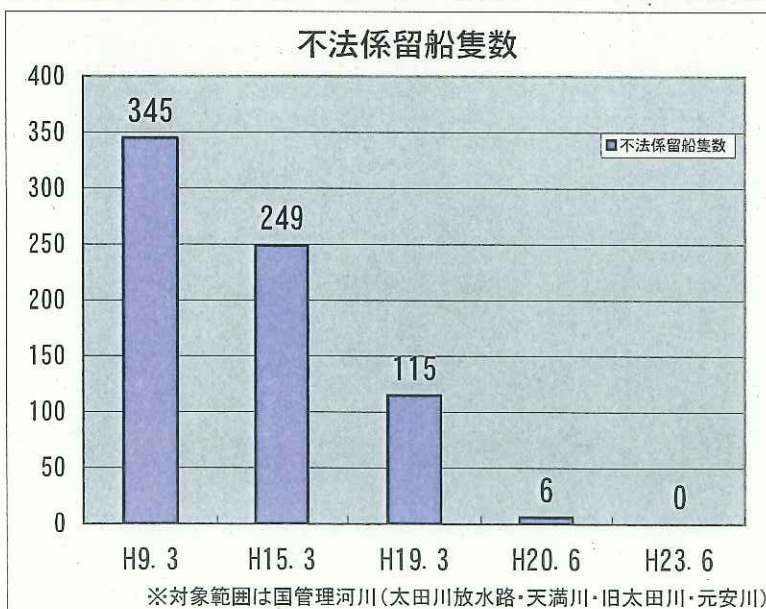


H22.1 簡易代執行

3. 不法係留船対策による河川内プレジャーボート数の推移

【対策状況】

国が管理する太田川水系におけるプレジャーボートの不法係留対策は、解消済み。H23.6



対策前



対策後